

第12号議案

中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月28日提出

中間市長 福田 浩

中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（昭和58年中間市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号を次のように改める。

- (1) 入院の場合 次のア又はイに掲げる対象者の区分に応じ、当該ア又はイに定める額
ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 零円
イ アに掲げる者以外の者 1日につき500円。ただし、1月につき3,500円を限度とする。
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 1月につき800円。ただし、自己負担分相当額が800円に満たない額の場合は、当該額とする。

第10条を次のように改める。

（損害賠償請求権の代位取得等）

第10条 市は、ひとり親家庭等医療費の支給の事由が第三者の行為により生じた場合において、ひとり親家庭等医療費を支給したときは、その支給した額の限度において、受給資格者が当該第三者に対して有する損害賠償請求権を取得する。

- 2 市は、前項に規定する場合において、受給資格者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、その額の限度において、ひとり親家庭等医療費を支給しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第4条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係るひとり親家庭等医療費について適用し、同日前に受ける医療に係るひとり親家庭等医療費については、なお従前の例による。

中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(ひとり親家庭等医療費の支給)</p> <p>第4条 市は、対象者の疾病又は負傷について医療保険各法の規定による療養に関する給付が行われた場合において、当該療養に要する費用（以下「医療費」という。）のうち医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団及び後期高齢者医療広域連合（第6条第2項において「医療保険各法の保険者」と総称する。）が負担すべき額（医療保険各法以外の法令等により国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額）が医療費の額に満たないときは、対象者に対し、その満たない額に相当する額（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く。以下「自己負担分相当額」という。）をひとり親家庭等医療費として支給する。ただし、当該医療費のうち、医療機関（薬局を除く。）ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額については、支給しない。</p> <p><u>(1) 入院の場合 次のア又はイに掲げる対象者の区分に応じ、当該ア又はイに定める額</u></p> <p>ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 零円</p> <p>イ アに掲げる者以外の者 1日につき500円。ただし、1月につき3,500円を限度とする。</p> <p><u>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 1月につき800円。ただし、自己負担分相当額が800円に満たない額のときは、当該額とする。</u></p>	<p>(ひとり親家庭等医療費の支給)</p> <p>第4条 市は、対象者の疾病又は負傷について医療保険各法の規定による療養に関する給付が行われた場合において、当該療養に要する費用（以下「医療費」という。）のうち医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団及び後期高齢者医療広域連合（第6条第2項において「医療保険各法の保険者」と総称する。）が負担すべき額（医療保険各法以外の法令等により国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額）が医療費の額に満たないときは、対象者に対し、その満たない額に相当する額（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く。以下「自己負担分相当額」という。）をひとり親家庭等医療費として支給する。ただし、当該医療費のうち、医療機関（薬局を除く。）ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額については、支給しない。</p> <p><u>(1) 入院の場合 1日につき500円（ただし、1月につき3,500円を限度とする。）</u></p> <p><u>(2) 前号に規定するもの以外の場合 1月につき800円（ただし、自己負担分相当額が800円に満たない額のときは、当該額）</u></p>

2・3 (略)

(損害賠償請求権の代位取得等)

第10条 市は、ひとり親家庭等医療費の支給の事由が第三者の行為により生じた場合において、ひとり親家庭等医療費を支給したときは、その支給した額の限度において、受給資格者が当該第三者に対して有する損害賠償請求権を取得する。

2 市は、前項に規定する場合において、受給資格者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、その額の限度において、ひとり親家庭等医療費を支給しない。

2・3 (略)

(損害賠償との調整)

第10条 市長は、受給資格者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、ひとり親家庭等医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給したひとり親家庭等医療費の額に相当する金額を返還させることができる。